

公益財団法人 愛知県林業振興基金助成基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人愛知県林業振興基金業務方法書第5条に規定する助成金の交付の基準等（以下「助成基準」という。）を定めることを目的とする。

(助成の基準)

第2条 助成の基準は、次表のとおりとする。

助成事業名	助成基準
1 高性能林業機械研修等助成事業	<p>[対象者] 県内の認定事業主</p> <p>1 技術向上研修</p> <p>[対象事業費]</p> <p>① 技能講習に要する経費 ② 作業員の技術・技能向上に資する研修等に要する経費</p> <p>[助成限度額]</p> <p>① 助成率は対象経費の1／3以内とし、研修期間中の賃金は、6,000円／人日を限度とする。 ② 助成額は次のとおりとする。 ただし、1事業主当たりの上限は100千円とする。</p> <p>ア 講師・指導者謝金：4,000円／時間 イ 旅費（自家用車）：25円／km ウ 旅費（宿泊費）：12,000円／人日 エ 研修雑費（定額）：3,000円</p> <p>2 新作業システム取組支援</p> <p>[対象事業費] 今後、活用・導入が期待される高性能林業機械の作業システム等の実証に要する経費</p> <p>[助成限度額] 原則、上記1技術向上研修の②助成額に準ずる。</p>
2 高性能林業機械活用促進助成事業	<p>[対象者] 県内の認定事業主 (高性能林業機械による造材、搬出等が行われる事業地)</p> <p>[対象事業費及び助成限度額]（1事業地当たり）</p> <p>① 土砂の移動を伴う作業ポイント（400千円以内） 面積1ヵ所30m²以上の土砂の移動を伴うこと。 (助成単価) 400円／m²</p> <p>② 未利用材等の集配・積み込み等に必要な機械経費 (助成上限) 1ha当たり主伐30万円、間伐10万円</p> <p>※当面の間、①及び②については、県の循環型林業推進事業の主伐に係る経費を対象とする。</p>

助成事業名	助成基準
3 新規林業就業者雇用対策助成事業	<p>[対象者] 県内の認定事業主</p> <p>[対象事業費]</p> <p>1 新規就業者 ※当面の間、森林環境譲与税活用事業で対応 新規就業者を雇用してから1年間にその者の雇用に必要とした施設整備、工具器具等の購入、移住・定住経費、知識・技術を身につける研修等に要した経費 <要件> 新たに雇用される現場技術者であって、次の要件をすべて満たす者を対象者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 年間150日以上現場において、主として林産、造林、保育事業等に従事する者。 イ 年間就労日数が200日以上であること。 ウ 健康保険、厚生年金、各種退職金制度に加入等していること。 エ 雇用された時の年齢が満45歳未満であり、林業への就業経験が通算2年未満であること。 オ 助成期間を同じくして他の団体等から同様の助成金を受けていないこと。 <p>2 5年継続者 1 の対象者を継続して雇用し5年間経過した場合に、その者のための各種装備品の買い替え、技術向上のための研修等に要した経費</p> <p>[助成限度額]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 新規就業者 ※当面の間、森林環境譲与税活用事業で対応 1人当たり500千円以内 2 5年継続者 1人当たり300千円以内 3 同一人につきそれぞれ1回限りとする。 <p>[事業の申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 助成金の交付を受けようとするものは、申請をする前年に、「新規林業就業者雇用対策助成事業対象者報告書」により隨時、報告するものとする。 2 申請日は、雇用日から一定期間を経過したとき(新規林業就業者については、1年が経過した日、5年継続者については、5年を経過した日)から1月以内に、交付申請書を提出しなければならない。

助成事業名	助成基準
4 森林環境譲与税 活用事業のうち ① 新規林業就業者 支援事業	<p>[対象者] 県内の林業経営体</p> <p>[対象事業費] 新規就業者を雇用してからその者の雇用に必要とした施設整備、工具器具等の購入、移住・定住経費、知識・技術を身につける研修等に要した経費。 ただし、助成期間を同じくして、他の団体等から同様の助成金を受けていないこと。なお、助成内容が重複していない場合はこの限りでない。</p> <p>①申請日以前の直近の1年間に、150日以上現場において、造林業（林地の地拵え、植栽等）、育林業（下刈、枝打ち、つる切り、除伐等）又は素材生産業（立木竹の主伐又は間伐）に従事した者。</p> <p>②申請日以前の直近の1年間の年間就労日数が200日以上であること。</p> <p>③雇用保険、労災保険の他、健康保険、厚生年金保険、各種退職金制度に加入等していること。</p> <p>④林業への就業時の年齢が満45歳未満であり、林業への就業経験が通算2年未満であること。なお、林業大学校等の在校期間は就業経験には含まない。</p> <p>[助成限度額]</p> <p>1 新規就業者 1人当たり500千円以内</p> <p>2 同一人につき1回限りとする。</p>
4 森林環境譲与税 活用事業のうち ② 高性能林業機械 活用支援事業	<p>(1)高性能林業機械のリース支援</p> <p>[対象者] 認定事業主かつ意欲と能力のある林業経営体</p> <p>[対象事業費] 高性能林業機械を新規にリース契約(5年以上)する経費</p> <p>[助成対象機械] プロセッサ、ハーベスター、スイングヤード、フェラーバンチャ、フォワーダ、タワーヤード、集材用ウインチ付きグラップル</p> <p>[助成限度額] 当該リース機械の本体価格を契約年数で割った当年度の高性能林業機械のリース経費の1/3（消費税抜き）</p> <p>(2)高性能林業機械等のレンタル支援</p> <p>[対象者] 認定事業主</p>

助成事業名	助成基準
	<p>[対象事業費] 高性能林業機械等を新規に契約するレンタル経費(1年未満)</p> <p>[助成対象機械] プロセッサ、ハーベスター、スイングヤーダ、フェラーバンチャ、フォワーダ、グラップル、その他林業用四輪駆動グラップル付きトラック等</p> <p>[助成限度額] 高性能林業機械等のレンタル経費の1/2以内（消費税抜き） (運搬費、補償料、保険料は対象外)</p>
④ 森林環境譲与税 活用事業のうち ③林業労働安全衛生支援事業	<p>[対象者] 林業における労働安全衛生を推進する認定事業主</p> <p>[対象事業費] 林業作業時に必要となる防護装備、衛生用品、林業労働災害発生時に有効となる通信機器等、林業現場用簡易トイレ、人材育成のための研修機材等の導入に必要な経費</p> <p>[助成限度額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①チェーンソー防護ブーツ 25,000円／1人 ②チェーンソー防護ズボン 25,000円／1人 (①と②を合わせて25,000円／1人) ③林業作業用衛生用品 5,000円／1人 ④林業作業用通信機器 400,000／認定事業主 ⑤労働負荷軽減機器 290,000円／認定事業主 ⑥林業現場用簡易トイレ 50,000円／月
④ 森林環境譲与税 活用事業のうち ④林業経営体人材支援事業	<p>[対象者] 林業技術者の育成及び労働安全の徹底を図る認定事業主</p> <p>[対象事業費] 林業技術者の育成及び労働安全の徹底を図る研修等を計画・実施に必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 外部講師を招聘して行う研修。 イ 県外の森林組合等民間事業体に研修のため技術者を派遣し、その技術者が派遣で学んだ内容を所属する事業体内で周知を行うもの ウ 林野庁又は全国森林組合連合会が主催又は共催する森林林業技術研修等を受講するため県外へ技術者を派遣し、その技術者が派遣で学んだ内容を所属する林業経営体内で周知を行うもの（助成の対象は派遣期間とし、1名につき5日間を限度とする）。

助成事業名	助成基準
	<p>[助成限度額]</p> <p>ア 研修 50千円／日 イ 派遣 50千円／1名（5日間を限度とする）。 ウ 森林林業技術研修等の受講 25千円 （ただし1名分5日間を限度）</p>
5 人工林整備促進支援事業	<p>[対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者及び林業経営体 ・愛知県の発注する「あいち森と緑づくり森林整備事業」を元請業者として、20,000千円以上の受注した実績が過去3年間ないこと。 <p>[対象事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として次の条件を全て満たす森林 <ul style="list-style-type: none"> ① 森林法第5条に該当する森林、及び編入見込みの森林 ② 面積が0.1ha以上2ha未満の森林 ③ 公有林を除く森林 ④ 森林経営計画の認定を受けていない森林 ⑤ 事業実施年度の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において、国、愛知県、市町村及びその他団体の事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない森林 <p>[助成限度額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別に定める単価による